

令和5年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

日 時：令和6年3月13日（水） 13時30分から14時45分まで

出席者：荒木委員、安齋委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、大関氏（石委員代理）、
杵鞭委員、小堀委員、近藤委員、杉山委員、鈴木委員、染谷委員、
征矢委員、高橋委員、田中委員、中原委員、名川委員、濱野委員、
細谷委員、牧野委員、宮澤委員、宮田委員（書面参加者を含む 五十音順）

1 開会

- (1) 石渡会長 挨拶
- (2) 張間福祉部長 挨拶
- (3) 事務連絡（配布資料等確認）

2 議題

- (1) 大田区に寄せられた障害者差別解消法に係る相談（令和5年度上半期分）について

資料1 障害者差別解消法に係る相談内容一覧 令和5年度上半期（令和5年4月～9月分）について、事務局から説明

名川委員：

まず、この会議は、合理的配慮であったかを判断するのか。それとも、合理的配慮にどう取り組むかを議論する場なのか。また、今回の事例1について、根本的な問題として、相談者の方の大変さをどう理解し、向き合っていくのか教えていただければと思う。

障害福祉課長：

相談事例については、情報を共有させていただく目的がある。また、合理的配慮の提供については、正解というものがなく、色々な見方があり非常に判断が難しいため、委員の皆様それぞれの立場から、ご意見をいただきたいと考えている。

石渡会長：

事例1の方については、発達障がいということで、非常に精神状態の変動も大きい方だと思う。前に書けていたから今回も書けるというわけでもないということは障害福祉課からも事務所にご説明いただいたかと思うが、どこからが過度な要求になるのか、ここの判断が非常に難しいと思う。その時の情報をしっかり見ることが大事だと思う。その時の精神状態とか、場面等を配慮しつつ、ご本人の力を無理なく引き出すような関わり方が必要だったのではないかと思う。

宮澤委員：

聴覚障がい者で指文字や手話をやっている方は、なかなか字が書けない。思うよう

に自分の意思を相手に判断してもらうことが難しい方もいる。文字が当然書けるだろうという思い込みで話してはいけないし、相談する側も、こういう配慮をしてほしい。と伝え、話し合いをすることが大事だと思う。

宮田委員：

発達障がいの方は、見た目では分からない。事例1の相談概要の中に、字を書くことを執拗に求められたとか、字が書けないと言ったらそれを証明しろとか、障害者手帳を出したら字が書けないとは書いていないというような、本人を追い詰めるような要求を事務所側からされると、本人はすごく傷つくと思う。石渡会長もおっしゃっていたが、発達障がいはそのときの体の状況、精神状況によってできることができなかったりというのはあるので、事務所の方は、それを理解されていなかったのだろうと思う。字が書けないと言ったときに、この前は書けただろうというやりとりは、違和感を覚える。合理的配慮とはどのようなものは、公的機関には、もう少し学習していただきたい。また、理解する努力をしていかなければいけないと思う。

名川委員：

事例1について、事業者の対応概要に、過度な要求と判断したとあるが、日本では考え方のようなものが出ていないが少なくとも海外では、財政的あるいは人員配置的に相当に厳しい場合ではないと過度な要求とは認められないという考え方があると思う。今回の過度な要求という言い方はどうなのか、考えたほうがよいと思う。本来の業務であるかどうかを考えた場合にも、サービスを提供するに当たって、あり得る範囲内のことであると思う。相互のやり取りをこれまで積み重ねてきた中で講じてしまったということなので、それに対してどう取り組むかは、考えるべきではないかと思う。

荒木委員：

4月から、障害者差別解消法改正法が施行され、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されると、相談は増えてくるのではないかと思う。事例4番、5番について、施設としては身体介護の資格を持っていないからやらないということは当然のことかと思うが、私がお手伝いすると思う。しかし個人的にお手伝いをするとなったときに、いろいろな問題がでてくるかと思う。

車いすでも一人で自由に行きたいところに行けるような社会になることを望む。合理的配慮への理解が進み、お互い話し合いをしながら、一つずつ前に進んでいくと思う。同時に、事業者の理解、障がいのある方の理解を一緒に進めていかなければいけないと思う。

石渡会長：

施設の建前とか、前例によって合理的配慮を提供してもらえないという話もよく聞きますが、個人的にやってあげたいという方が無理なくできるような環境の整備や仕組みづくりが大事かと改めて思った。

障害福祉課長：

区では、ユニバーサルデザインのまちづくりにも取り組んでいる。ユニバーサルデザインのまちづくりでは、物理的に障がい除去することのほかに、心のバリアフリーに取り組んでいる。心のユニバーサルというやさしさを区民の皆様に持っていただけるよう、引き続き啓発活動を行ってまいりたい。

(2) 合理的配慮の取り組みについて、近藤委員から報告

宮田委員：

障がいが見た目で分かる方へは、周りは非常に優しく接してくれる。飲食店でも、食形を変えて対応してくれるお店は増えてきている。商店街でもスーパーでも相手の気持ちが見えてくると非常に嬉しい。障がいのある方がどこにでも出られるような、そういうまちづくりをできたらありがたいと思う。

閑製委員：

お店側や事業者が思う配慮と、障がいのある方の求める配慮は違ってしまっている場合が多いと思う。見た目で分かりにくい方や、ハプニングがいつ起こるか分からない方への配慮は、配慮しようと思ってもなかなか難しい。近藤委員は、すごく丁寧に考えられていて、その心構えも相手に伝わるとも思いますし、ぜひ色々なところでお話ししていただきたいと思う。また、窓口というのは、そこへの印象であったり説明であったりとても重要になってくると思うので、そういったところでの研修でも、近藤委員にお話しいただいた合理的配慮とはどのようなことなのかを伝わっていけばありがたいと感じた。鵜の木商店街の中でも色んな配慮をされているんだろうなと思った。

中原委員：

鵜の木商店街のオアシス運動は、約20年継続していることや、多分野、多世代を巻き込んでいることを非常に尊敬している。社会福祉協議会の取り組みにも、参考にさせていただいている。現在、社会福祉協議会では、令和6年4月から5年間の計画ある「第7次大田区地域福祉活動計画」の策定を進めている。その理念が、「みんなで作る、ともにつながるまち」である。この理念の方向性と、オアシス運動と商店街の取組は一致しており、引き続き参考にしながら取り組んでいきたいと思う。

石渡会長：

20年も続いているということは、障害者差別解消法ができる前であるし、本当に地域の人たち一人ひとりを大事にしている結果が、みんなで作る、ともにつながるところに結果として結びついているのかなと思う。

杉山委員：

資料1の事例5について、相談したことにより、対応してもらえたということは、

本人からするとすごく嬉しいことだと思う。相談してよかった、また相談しようという気持ちになる。自分自身、緊張すると漢字が思い出せなくなってしまったりする。以前、漢字の書き方を相談すると笑われたことがあり、相談するのも恥ずかしくなってしまう。ヘルプカードが出てからは、それを見せることで対応してくれるようになったので、そこはありがたいと思う。

(3) 障害者差別解消法の改正に係る区の取り組み等について

資料2 障害者差別解消法が変わります！（内閣府パンフレット）について、事務局から説明

鈴木委員：

アメリカでは、合理的配慮に違反するとペナルティがある。禁止事項も決められているが、日本ではそこまで進んでいない。

私は、地域の中で、思いやりを意識している。障がい者が来たらどうしようと思う社会ではいけないと思う。障がい者も普通の人と変わらないという意識を持ってもらいたい。その中で、障がいのある方は、どんなことに困っているのかを伝えていくといいと思う。障がいの有無にかかわらず、弱い人をみんなが思いやる社会ができればいいと思っている。

染谷委員：

自分の中の囲いはなく、壁を取り除いて色々な行動ができればよいと思った。この会はとても勉強になる。自分の会に持ち帰って、民生・児童委員のみなさまにお話しし、広めていけたらよいと思う。

牧野委員：

精神障がいというのは見えない障がいである。周囲の助けが必要な時や、調子が悪くなってきたときなどに、「大丈夫ですか。」「困っていますか。」と声をかけてもらうだけで、生きやすさが違ってくると思う。そのためには、思いやりが必要だと思う。

それから、教育が非常に重要だと思う。区では、小学校4年生に周知用パンフレットを配布しており、素晴らしいことだと思うが、そのあとどう活用しているのか。

障がいのある方と一緒に暮らしたり、同じ教室で過ごしたり、近くでともにしないと、障がいがどういうことなのか理解することができにくいまま、障がい者はどこか違うという意識だけで大人になってしまう。特に精神障がいは、症状や、病気そのものが知られておらず、ニュースなどでは、精神障がいであるゆえに犯罪を犯した、怖い人、廃人というイメージを持たれることが非常に多い。そのようなことをなくすためにも、小さい頃からの教育が非常に大事だと思う。大人に対しても、障がいの特性や、障がいのある方にも同じ日常があるということを発信していくことは大事だと思っている。その中で、普通のことのできないときがあったら助けてくれるような社会を望んでいる。

細谷委員：

大田幸陽会の取組として、コロナ禍の時期に、利用者の買い物や外出の機会を確保したいという思いで、ユニクロ大森北店に連絡したところ、開店時間を早めていただいて、買い物の機会を持つことができた。いまでも継続して年1回程度行っている。利用者が買い物に行ったときに、店員さんと直接、車いすを押すときに気を付けることや、通路はどれくらいあったほうがいいのか、言葉が話せない方が来たときにそういうところに気をつけた方がいいかなどを話している。社会貢献の一環として私たちの活動をよく理解してくださり、お互いのためになっている。

田中委員：

私のクリニックにも、パニック障がいの患者様が通院している。最初は、見た目からは分からず、対応が難しかったが、何回か通院して話し合うことを繰り返していくと、こういう要望があるというのが分かるようになった。車いすで来た方や、トイレなどの介助が必要な方に対しては、要望があればやっているし、今後も配慮していくつもりであるが、介助をしている際にケガをさせてしまったり、転倒してしまったりときにはどういう対応をしていけばよいかは今後、知りたいと思う。

石渡会長

事故は、どんなに配慮していても障がいの有無に関わらず起こってしまうので、危機管理として、準備をしておくことが必要かと思う。

高橋委員：

私は人権相談のアドバイザーをしており、合理的配慮義務違反に関するご相談もよく聞く。双方の主張や話しを聞く中で、やはりお互いの理解が不足していると感じる。信頼関係があつてこそ、建設的な対話はできると思うが、心理的な寄り添いが欠けてしまっているために、双方の主張が先鋭的になって話し合いがうまくできていない。事業所の方が、様々な障がいの特性に応じた配慮できたり、想像することができるように、色々な方法で啓発活動することが非常に重要だと思う。

合理的配慮の提供が義務になることは、少しずつ理解が進んでいるかなと思うが、悩んでいる事業者も多い。具体的な道筋が欲しいと思っている方も多く、今までの取組などの具体例を周知していくのも、今後の差別解消に向けて、効果的なのではないかと思う。

武田氏（石委員代理）：

資料1の事例2について、高橋委員に伺いたい。子どもが泣いており、聴覚過敏の方が緊急停止ボタンを押したら運転士が停車しなかったとあるが、こういった場合、事業者としてはどうすればいいのか。止まったとしても子どもが泣き止むかどうかも分からないし、他のお客様も乗っている。止めることが合理的配慮となるのか。

高橋委員：

この会議で個人的な適否を述べるのが妥当なのか悩ましい。区の方に回答いただきたい。

石渡会長：

思いがけないことはたくさん起こるので、どういう風にいい方向にもっていくかは、地域やみんなの課題だと思う。

征矢委員：

ハローワークでは、失業給付金等に関わるので、一旦は要求を聞き入れ、手続きを進めるようにしている。

3 その他

おおた障がい施策推進プランの策定及び、委員の任期について連絡

4 閉会